平成２１年（フ）第１２７号
山形県鶴岡市大山３丁目８番17号
債務者　齋藤　　悟
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２８号
山形県鶴岡市鼠ヶ関字横路29番地12
債務者　水野　重一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２９号
山形県鶴岡市鼠ヶ関字横路29番地12
債務者　水野美須子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１３３号
山形県鶴岡市大宝寺町７番40号
債務者　今井　一彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１３４号
山形県鶴岡市大宝寺町７番40号
債務者　今井美喜子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３６５号
新潟市西区松海が丘３丁目11番21号
債務者　大倉　亮子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８１号
愛知県稲沢市目比町東瀬古1393番地１
債務者　大畑　忠直
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３８２号
愛知県稲沢市目比町東瀬古1393番地１
債務者　大畑コズヱ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３８３号
愛知県稲沢市目比町東瀬古1393番地１
債務者　大畑　直己
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９０号
愛知県稲沢市大塚北１丁目22番地　文理学生ハイツ、住民票上の住所愛知県西加茂郡三好町大字三好字火打山27番地１
債務者　松村千津子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９５号
京都府京丹後市大宮町口大野1240番地の１
府営口大野団地第１棟　101号
債務者　池田　里美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第６７４５号
大阪府豊中市向丘２丁目11番７―303号
債務者　上繁幸一郎
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５０号
大阪市生野区新今里３丁目２番16―303号
債務者　西浦　孝子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３３号
大阪府八尾市田井中１丁目27番地　事業団宿舎３―203号
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４１号
山口県岩国市今津町４丁目16番５―701号、申立時の住所大阪市福島区福島７丁目４番９―407号
債務者　礒部　誠美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６５６号
大阪市都島区都島北通２丁目２番６号　蔵王ハイツ502号
債務者　笠井ふみ子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２２号
大阪府大東市三箇６丁目15番８号
債務者　草場　貴代
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５５号
大阪市住吉区苅田５丁目19番20号　増田ハイツ502号
債務者　原　　佳子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部